

事 務 連 絡  
令和 8 年 1 月 14 日

関係団体の長 殿

福井労働局労働基準部健康安全課長

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について(一部改正)

日頃より労働安全衛生行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

橋梁等の塗料を剥がす作業における剥離剤中毒等による労働災害防止について「剥離剤を使用した塗膜の剥離作業における労働災害防止について」(令和 2 年 8 月 17 日付け基安化発 0817 第 1 号)及び「剥離剤等を用いず乾式により剥離等作業を行う場合において注意していただきたい事項」により示しているところですが、技術動向等を踏まえ別添の新旧対応表のとおり改正しましたので、貴団体におかれましては、傘下の会員事業場等に対して周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。